

地方消費税交付金の充当先について

本来、地方消費税交付金は充当先が限定されない一般財源であります。引き上げ分の地方消費税収については、全て社会保障費に充てるものとされました。

地方税法の規定により、令和2年度においては、地方消費税収のうち21分の11に相当する額を社会保障費に充てることとされています。令和2年度における地方消費税交付金（社会保障財源化分）及び社会保障費への充当額については以下のとおりです。

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

○ 歳入：地方消費税交付金（社会保障財源化分） 341,367千円

○ 歳出：社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 5,983,678千円

（単位：千円）

区分	款	項	目名又は事業名	経費	財源内訳				
					特定財源			一般財源	
					国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 （社会保障財源化分）	その他
1 社会福祉	3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	480	360			17	103
			2 児童福祉費	2 児童措置費	457,500	388,250			9,762
		3 母子福祉費		214,744	77,488		1	19,348	117,907
		4 保育所費		721,234	523,996		53,485	20,263	123,490
		5 子ども医療対策費		90,171	39,351		10,000	5,754	35,066
		6 ひとり親家庭等医療対策費		26,571	11,991		3,000	1,632	9,948
		3 高齢者福祉費		1 高齢者福祉総務費	207				29
			2 高齢者措置費	94,618			16,513	11,010	67,095
			4 介護予防事業費	22,309			13,923	1,182	7,204

(単位：千円)

区 分	款	項	目名又は事業名	経 費	財 源 内 訳				
					特定財源			一般財源	
					国県支出金	地方債	その他	地方消費税 交付金 (社会保障 財源化分)	その他
		4 障害者福祉費	1 障害者福祉総務費	189,023	138,183			7,167	43,673
			2 障害者総合支援費	841,020	629,615			29,800	181,605
			3 重度障害者医療対策費	108,771	39,343		20,000	6,967	42,461
		5 生活保護費	2 扶助費	1,772,299	1,360,410			58,060	353,829
		小 計			4,538,947	3,208,987	0	116,922	170,991
2 社会保険	3 民生費	1 社会福祉費	1 国民健康保険特別会計繰出金	241,458	133,727			15,186	92,545
			5 後期高齢者医療費	543,019	96,983			62,874	383,162
		3 高齢者福祉費	1 福岡県介護保険広域連合負担金	532,785				75,102	457,683
		小 計			1,317,262	230,710	0	0	153,162
3 保健衛生	4 衛生費	1 保健衛生費	2 予防費	82,291				11,600	70,691
			3 健康増進事業費	20,166	1,777			2,592	15,797
			4 母子保健対策費	25,012	3,275		300	3,022	18,415
		小 計			127,469	5,052	0	300	17,214
合 計				5,983,678	3,444,749	0	117,222	341,367	2,080,340

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。